

軍民両用技術（デュアルユース）に関する研究費 ガイドライン

本学では、2016年12月7日付の「軍民両用技術（デュアルユース）に関する研究費に係る本学の方針について」（以下、本方針という。）において、軍事防衛目的を研究内容とする外部資金は受入れないとする方針を公表した。また、日本学術会議は、安全保障に関わる事項と学術との関係について検討した結果、「軍事的安全保障研究に関する声明」を2017年3月24日に公表し、「まずは、研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」としている。

そこで、本方針を運用するにあたり、外部資金への申請等に関するガイドラインを次のとおり定める。

1 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への申請について

「安全保障技術研究推進制度」は、将来の防衛装備品に適用する目的を明確に示して研究課題を募集されていることから、本学が定める「関西大学研究倫理規準」になじまないものとして、本方針では申請を認めないこととした。

「安全保障技術研究推進制度」では、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」とし、研究代表機関の了解を得て、研究代表者が応募することになっており、研究分担者についても研究代表者同様、所属機関の了解が必要である。さらに、応募にあたっては、研究代表者及び研究分担者は所属機関の長による「研究課題申請承諾書」を提出する必要がある。

本学では、「同制度への申請を認めない」としていることから、承諾書の提出に応じないこととし、他研究機関の申請に研究分担者となる場合も同様に対応する。

2 公的機関からの研究費等及び企業等からの受託研究費等の受け入れについて

本方針では、①国内外の軍事防衛を所管する公的機関（日本の防衛省、米国国防総省など）からの研究費等は受け入れないこと、②企業等からの受託研究費等については、その研究内容が軍事防衛目的である場合は、研究費等を受け入れないこと、を掲げている。これは、研究者が、研究成果の転用の可能性を全て予測するのは困難であるという考えのもと、研究費の受け入れ時点で、直接的に軍事防衛目的であることが確認できる場合に適用するものである。

本学は、「関西大学研究倫理規準」の遵守を前提として、研究者の自由な研究活動を保証しているものであるが、研究者が、自身の研究に対して軍事防衛目的の研究であると見なされる可能性がある懸念する場合には、申請により大学がその適切性を審査し、研究費受け入れの可否を決定する。

3 本方針に抵触する可能性のある公的機関の研究費等への申請及び企業等からの受託研究費等の受け入れに関する審査手続きについて

外部資金への申請又は受け入れにあたり、当該教育職員が本方針に抵触する可能性があるとの申し出があった場合は、研究推進委員会の下に設置している外部資金審査・評価部会において審査を行う。学長は同部会からの審査結果を受けて、申請の可否を決定する。

(1) 審査を希望する者は、審査申請書に当該外部資金の契約内容、制度概要や公募内容等が分かる資料を添付して、学長に申請する。

(2) 学長は申請内容を確認し、審査の必要があると判断した場合は、研究推進部長に外部資金審査・評価部会において申請の可否について審議するよう要請する。

(3) 外部資金審査・評価部会においては、次の観点を総合的に考慮したうえで審査を行う。

ア 申請を希望する外部資金等の制度や公募内容又は受け入れを希望する受託研究費等の契約内容が、研究倫理規準第3条第1項第1号に定める規定「人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない。」に即したものであるか。

イ 資金交付元からの独立性を確保し、研究者の自主性・自立性を尊重して研究が行われるものとなっているか。

ウ 研究成果の公開性は担保されているか。

(4) 外部資金審査・評価部会 部会長（研究推進部長）は審査の結果を学長に報告する。

(5) 学長は外部資金審査・評価部会の審査結果を大学執行部に諮り、当該申請の可否について申請者に通知する。

4 その他

(1) 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」以外に、本方針に抵触する学外からの補助金・助成金等の公募情報の学内周知をするか否かについては、大学執行部が募集内容により判断する。

(2) 研究者自身が得た公募情報が、本方針に抵触する可能性があり、当該公募に申請を希望する場合は、事前に研究推進部に相談のうえ、大学執行部による申請の可否を仰がなければならない。

以 上